

平成28年第1回定例会（4月25日）

福祉環境委員会提出資料

平成28年4月25日

健康福祉部

# 目

# 次

- 1 生活保護業務における重度障害者関係加算の認定漏れについて  
(福祉政策課) …… 1
  
- 2 特別養護老人ホーム「東光苑」における不適切な事務について  
(長寿社会課) …… 3

# 生活保護業務における重度障害者関係加算の認定漏れについて

福祉政策課

## 1 概要

平成28年3月28日、県山本福祉事務所において、特別障害者手当受給者への重度障害者加算等の認定漏れにより、3世帯に扶助費の支給不足があることが判明した。

## 2 対象世帯の状況

| 相手方 | 認定漏れ加算の種類                  | 認定漏れ期間                     | 支給不足額      |
|-----|----------------------------|----------------------------|------------|
| A   | 障害者加算<br>重度障害者加算<br>家族介護加算 | 平成21年11月～平成28年3月<br>(77か月) | 3,793,160円 |
| B   | 重度障害者加算<br>冬季加算の特別基準       | 平成26年11月～平成28年3月<br>(17か月) | 270,140円   |
| C   | 重度障害者加算<br>冬季加算の特別基準       | 平成27年12月～平成28年3月<br>(4か月)  | 61,226円    |

## 3 県としての対応方針

対象世帯に対し、全額賠償する。賠償の方法について、今後各世帯との協議の上決定し、6月上旬を目途に支出する。

## 4 これまでの対応

- (1) 3月31日、生活保護制度上遡及変更可能な平成28年2月分まで遡り、対象世帯の誤認定を改め、差額支給手続を行った(4月15日支給)。
- (2) 4月7日、重度障害者加算について、同様例がないか他の県福祉事務所(3事務所)に確認した結果、存在しないことを確認した。  
また、市福祉事務所に対し、情報提供を行い、点検を依頼した。
- (3) 4月12日、福祉事務所が対象世帯を訪問し、謝罪の上、遡及適用による追給と、平成28年1月以前分の支給不足に対する県の対応方針を説明した。
- (4) 4月12日、記者発表を行った。
- (5) 4月19日、県と関係市福祉事務所の生活保護業務担当課長会議を開催し、再発防止策を周知するとともに、県の対応方針の考え方を説明した。

## 5 再発防止に係る対応

4月12日に、緊急に講ずるべき再発防止策として次の事項を県内福祉事務所あてに通知するとともに、4月15日に県福祉事務所長会議を招集し、改めて指示した。

- (1) ケースの交換点検や複数人によるチェック体制を整備すること。
- (2) 各福祉事務所で実施している現任訓練などを活用し、障害者加算等に関する知識の習得を図ること。
- (3) 各福祉事務所で実施時期を決め、事務処理の内部点検を行うこと。

### (参考) 関係する手当及び加算

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 手当（収入として認定するもの）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 特別障害者手当（S61.4～）<p>精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給される手当（H28年度月額：26,830円）</p></li></ol></li><li>2 加算（生活保護の最低生活費に上乗せして認定するもの）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 障害者加算（S25.5～）<p>障害等級表の1・2級又は3級に該当する障害のある者に対する加算（当該地のH28年度月額：22,630円（1・2級）、15,090円（3級））</p></li><li>(2) 重度障害者加算（S51.1～）<p>一定（重度）の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を要する者に対する加算（H28年度月額：14,480円）</p></li><li>(3) 家族介護加算（S46.4～）<p>認定において、障害等級表の1・2級に該当する障害のある者で、日常生活のすべてについて介護を必要とする者を、同一世帯に属する者が介護する場合の加算（H28年度月額：12,140円）</p></li><li>(4) 冬季加算の特別基準（H27.10～）<p>傷病、障害等による療養のため、外出が著しく困難で、常時在宅せざるを得ない者等が世帯員にいる場合、1.3倍の範囲内で特別基準の設定を認めるもの。主に重度障害者加算の認定を受けている者又は要介護度3以上の者が該当する。</p></li></ol></li></ol> |
|---|

## 特別養護老人ホーム「東光苑」における不適切な事務について

長 寿 社 会 課

特別養護老人ホーム「東光苑」において、入所者個々の「施設サービス計画」（ケアプラン）が作成されていなかったことが判明し、県では、由利本荘市に対し利用者への適切なサービス確保と事務の改善等について早急に対応するよう指示するとともに、関係者に対する実態調査を開始し、現在、事実確認を行っている。

### 1 「東光苑」について

所 在 地：由利本荘市東由利蔵字蔵83番地

沿 革：昭和61年4月1日東由利町立施設として設立、入所定員50人、併設短期入所生活介護定員20人（平成28年4月、20→15人に変更）

サービス種別：指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護

運 営 体 制：市の直営施設

平成28年4月から指定管理者制度による運営に移行予定であった  
人員配置状況：管理者1名、介護支援専門員1名、職員27名（平成27年度末現在）

### 2 経緯

平成28年3月18日（由利本荘市長寿支援課長が来庁）

#### (1)報告の内容（ケアプランの不備と事実確認）

3月16日、指定管理を行う予定であった社会福祉法人「由愛会」から由利本荘市に、ケアプランが作成されていない旨の連絡があった。

このため、由利本荘市において、全ての入所者等について調査を実施する。

#### (2)県の対応（市に対する指示事項）

- ①現利用者への適切なサービス提供を確保するとともに、適切な支援を行うために、早急に利用者全員のケアプランを整備すること。
- ②施設運営を維持するために、サービス提供に必要な人員を確保するなど必要な措置を講じること。
- ③その上で、原因や実態の把握に努め、その改善を図るとともに、県に対し随時報告を行うこと。

### (3)その後の状況及び対応

- 平成28年3月19日 市による内部調査及びケアプランの作成開始
- 3月25日 市議会全員協議会の開催
- 3月26日 市による家族会への説明
- 3月30日 市議会臨時会の開催
- ・指定管理期間の始期の延期
  - ・「東光苑」の運営に係る予算
- 4月15日 県による「東光苑」の監査実施
- ・現時点のケアプランの点検
  - ・各職員からの状況聴取
- 4月22日 県による施設等に対する注意喚起通知

### (4)県の監査での確認事項

- ・過去に、ケアプランが未整備な事例があったこと。
- ・平成28年4月時点では、入所者全員のケアプランが整備済みであること。
- ・調査範囲では、基本的なサービス提供はされていたこと。

## 3 要因と市及び施設等における改善策

### (1)要因

- ・設置者としての市の管理の欠如
- ・管理者及び職員の認識不足、チェック機能の不備

### (2)改善策

- ・地域包括支援センター職員1名に「東光苑」の運営指導業務を兼務発令
- ・市、「東光苑」、「鳥寿苑」、「由愛会」による4者協議会の設置  
(健全な管理運営体制構築に向けた情報やノウハウの共有)
- ・管理者による一元管理体制の整備（決裁規程の整備、システムによる点検等）
- ・職員研修会の開催等によるコンプライアンスの徹底
- ・介護支援専門員の専任化
- ・事務分掌の再確認等による職員間の連携強化

## 4 今後の県の対応方針

### (1)福祉政策課地域福祉・監査班による実態把握

### (2)判明した事実に基づく改善指導